

OKINAWA

第18回 伊礼勇吉・元会長に聞く

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 はじめに

平成14年度の東京弁護士会会長をつとめられた伊礼勇吉会員(19期)は、沖縄県のご出身であり、当会や日弁連で沖縄の本土復帰前後の法律問題の検討に関与するとともに、当会人権擁護委員会の中に設けられた沖縄問題の部会で活動し、1995年の少女暴行事件以降に設置された沖縄問題対策部会(「当部会」)のメンバーでもある。久々に部会にご出席いただき、沖縄戦のこと、戦後の沖縄のことを語っていただくことにした。以下は、その内容をまとめたものである。なお、伊礼会員のプロフィールの概要は、以下のとおりである。

昭和12年8月25日	沖縄県中頭郡越来村で出生
昭和19年	上地国民学校入学
昭和20年4月	米軍の捕虜となり泡瀬海岸の収容所に収容される
昭和25年	コザ中学校入学
昭和28年	コザ高等学校入学
昭和31年	京都大学法学部入学
昭和36年	同大学卒業。琉球政府の文教局と中央巡回裁判所に勤務
昭和40年	司法研修所入所(19期・福岡修習)
昭和42年	東京弁護士会登録
平成2年	同会副会長
平成14年	同会会長

2 沖縄戦の体験に関して

(1) 家族とともに捕虜となる

昭和20年4月1日、米軍は沖縄本島の西海岸から上陸した。私(伊礼会員)は、当時、国民学校1年生(8歳)であった。米軍の上陸が予想される中で、一族の長老会議が開かれ、本島の北にも南にも避難せず、どうせ死ぬかもしれないのならば越来のこの地に残ることとし、私は祖母、母、妹や親せきと共に墓

に退避した。ところが翌4月2日、米兵が10人位墓の上に機関銃を構えてやってきて、墓に避難していた十数人は、大型トラックにのせられ、泡瀬の収容所の捕虜として収容された。

(2) 収容所での生活

収容所は、米軍、日本軍とも攻撃をしないニュートラルゾーンであった。ここに、ほとんど女性と子供が数百人収容されていたが、日常生活に不自由はなかった。缶に入ったアイスクリームの粉を水などで溶かして食べるとものすごくおいしかったのを覚えている。米軍に捕まると殺される、との話もあったが、全然ちがう、という印象をもった。私たちは収容所でこのような生活を送ることができたが、北のやんばるに避難した人は、食料がないために毒のあるソテツを食べて病気になったり、マラリアにかかって亡くなった人も多かったと聞く。また、南へ避難した場合には命を落とした人も多かった。避難の場所の選択が運命を変えた。

(3) 収容所からみた特攻隊

収容所からは中城湾を囲むように1500隻もの米軍艦が戦艦をとり囲むように構えているの見える。その戦艦を目ざして日本の特攻機が4~5機の編隊で夕方の4時ころ飛んでくる。延べ150~160機位来たと思う。ところが、多数の米軍艦の高射砲から発射された弾丸がすだれのように幕を作り、軍艦に向けて突入する前に特攻機がきりもみ状態で撃墜されてしまう。翌朝、特攻隊員の遺体を収容所にいた大人の男たちが海に入って収容し海岸に埋葬していた。特攻隊を送り出す側は、最後がこのような光景で終わることをわかっていたのだろうか。特攻隊の話は泣けて仕方ありません。

(4) 収容所生活は2年に及んだ

私たちは、その後、具志川（現・うるま市）の国民学校の収容所に移動させられた。沖縄戦の終了や日本の敗戦も知らないまま、ここで1年半か2年して解放された。故郷に戻ってみると、以前は町に城山という大きな山があったのになくなっていた。米軍が道路を造る砂利を採取するために爆破したためであった。

3 戦後、本土復帰(1972(昭和47)年5月15日)まで

サンフランシスコ講和条約の締結によって日本は主権を回復したがそれは本土のことであり、沖縄では米軍の占領が続いた。1952（昭和27）年4月28日（条約発効の日）は、本土では主権回復の日とされているが沖縄では屈辱の日といわれている。

沖縄は信託統治方式さえとられず、米国大統領が行政命令を出し、高等弁務官（米国陸軍中將）がこれに基づいて統治をする体制が作られた。高等弁務官には、布告布令を出す権限があった。その後、琉球政府が行政を、立法院が立法を行ない司法については三審制がとられることになった。しかし、このような形はとられても、米国の意思に反することは許されないという制約のもとにあった。沖縄県民は、非常に不満で息苦しい中であつた。私は、日本国憲法が制定、施行されているのを知り、いいなあ、と思った。人間は精神的自由を含めて自由がないと生きていけないと思った。その自由を守るのが弁護士の基本的使命で極めて大切なものであると思っている。私は、東京から沖縄をバックアップするという意思で東京で弁護士登録をした。

4 東京にいて沖縄のためにしてあげられたこと

(1) 阿波根昌鴻さんに東弁会長として東弁人権賞を授与
伊江島で、米軍に接収された土地の返還や軍用地

の賃貸借契約拒否の運動を、あくまで平和的方法で行なうことを生涯実践した阿波根さんが2002（平成14）年3月に亡くなり、沖縄弁護士会が、同年、当会に対して人権賞候補者として推せんし、選出された。この年は、返還から30年の年でもあつた。ちょうどこの年に当会会長であつた私は、当会を代表する形で人権賞を授与することになった。伊江島のかたがたがこれに感謝して下さっているとすれば、ありがたいことだと思う。

(2) 沖縄弁護士

本土復帰前に沖縄で弁護士であつた人が復帰時の試験に合格した場合は特例で本土の弁護士と同様の資格を与えられた（布令弁護士）。ところが試験に合格しなかつた沖縄の弁護士がいた。特例で5年間は沖縄弁護士という名称で一定の業務ができたが、5年経過する時点で20名程いた沖縄弁護士を対象として、さらに時限措置を延長すべきか、という問題が生じた。日弁連の中では、2種類の弁護士を認めてはいけない、として反対する意見も有力であつた。私は、沖縄の特殊性などからして、特例を延長すべきだとの論陣を張り各方面に働きかけた。最高裁、法務省はよく理解してくれた。日弁連も、最後は、反対はしない、ということでも落ちついた。かくして特措法において「当分の間延長する」として期限を切らない形での延長が認められるに至つた。

5 米軍基地の偏在について

国土面積の0.6%しかない沖縄県に70%もの米軍専用施設が偏在していることについては、沖縄県民は、本土の皆さんにこそ考えてほしいと思っている。また、地位協定はあまりに不平等である。その是正に向けて運動ができるのは弁護士会しかないと思う。